

議第 6 6 号

財産の処分につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 4 日

高島市長 福 井 正 明

財産の処分につき議決を求めることについて

次のように財産を処分することにつき、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、議決を求める。

1 処分する財産の種類

構築物

2 処分する財産の明細

名 称	所 在 地	構造および規模
マキノ農業公園施設 りんご園、ぶどう園、さくらんぼ園の果樹棚、雨よけ施設等附属施設一式	高島市マキノ町石庭、辻地先	金属造 面積 3. 0 h a 内訳 りんご園 1. 5 h a ぶどう園 1. 0 h a さくらんぼ園 0. 5 h a
マキノ農業公園施設 沿道修景並木道（遊歩道等附属施設一式）	高島市マキノ町寺久保、石庭、辻、沢地先	コンクリート舗装等 延長約 1. 9 k m

3 処分の相手方

農事組合法人マキノ町果樹生産組合

4 処分の方法

譲与

5 処分年月日

令和 2 年 6 月 3 0 日

6 処分の理由

施設の適切な維持管理を図り、組合員が主体的に活用する農業用施設として、農事組合法人マキノ町果樹生産組合に譲与するものである。